

役員及び評議員の報酬等並びに
費用に関する規程

公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団

公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団

役員及び評議員の報酬等並びに 費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大塚敏美育英奨学財団(以下「この法人」という。)の定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の総額)

第 4 条 この法人の役員の報酬等は、定款第31条に基づき、各年度、以下の総額を超えないものとする。

- (1) 理事 総額 200万円
- (2) 監事 総額 60万円
2. 前項の規定にかかわらず、常勤の理事を置く場合は、理事会及び評議員会の承認を経て、各年度一人当たり1,000万円の範囲内で支給することができる。
3. この法人の評議員の報酬等は、定款第14条に定める総額を超えないものとする。

(報酬額の決定)

第 5 条 この法人の理事及び監事の報酬額は、別表第1「役員報酬」のとおりとする。

2. 前項の規定にかかわらず、常勤の理事を置く場合は、前条第2項で承認を受けた報酬額を支払うものとする。
3. この法人の評議員の報酬額は、別表第2「評議員の報酬額」のとおりとする。

(報酬の支給時期)

第 6 条 報酬は、年額をもって支給するものとし、原則として毎年8月に支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、常勤の理事を置く場合は、報酬額の12分の1を毎月支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第 8 条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 9 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これをその請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改正)

第 11 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表第1) 役員報酬額

役職	年額
代表理事	20万円
理事	20万円
監事	20万円

(別表第2) 評議員の報酬額

役職	年額
評議員	20万円